

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-15 不祥事件等に対する監督上の対応</p> <p>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1) 不祥事件等の発覚の第一報 保険会社において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認することとする。</p> <p>① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及び社内規則等に基づく取締役会等への報告</p> <p>② 刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等への通報</p> <p>③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施</p> <p>(2) 不祥事件等届出書の受理</p> <p>① <u>規則第 85 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から 30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。</u></p>	<p>Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-15 不祥事件等に対する監督上の対応</p> <p>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1) 不祥事件等の発覚の第一報 保険会社において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認することとする。 <u>なお、保険会社から第一報がなく、不祥事件等届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。</u></p> <p>① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及び社内規則等に基づく取締役会等への報告<u>を行っているか。</u></p> <p>② 刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等へ<u>通報しているか。</u></p> <p>③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明を<u>実施しているか。</u></p> <p>(2) 不祥事件等届出書の受理</p> <p><u>規則第 85 条第 5 項各号（外国保険会社等においては、規則第 166 条第 4 項各号。免許特定法人においては、規則第 192 条第 4 項各号。以下同じ。）のいずれかに該当する行為を行った者が、保険会社、法第 2 条第 12 項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。）若しくは業務の委託先又はそれらの役員若しくは使用人（保険募集人又は少額短期保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）（以</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
<p>② <u>不祥事件等届出書の届出の受理にあたっての留意事項等は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア. 保険会社、法第2条第12項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。）若しくは業務の委託先（以下、Ⅲ-2-15において「保険会社等」という。）又は保険会社等の役員若しくは使用人（保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社の代表取締役から金融庁長官宛の不祥事件等届出書を保険課が受理することとする。</u></p> <p><u>イ. 保険募集人として登録若しくは届出されている者又はそれらの役員若しくは使用人が、規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を当該財務局等が受理することとする。</u></p> <p><u>ウ. 上記イ. に関する不祥事件等届出書を受理した財務局等は、当該不祥事件等届出書内容及び受理件数について1ヵ月分を取りまとめるうえ、翌月10日までに保険課宛て報告することとする。</u></p> <p><u>エ. 規則第166条第1項第7号及び同第192条第1項第6号に基づく不祥事件等届出書は、上記ア. 及びイ. に準じて取り扱うこととする。</u></p> <p><u>オ. 上記に係る不祥事件等届出書を受理する際は、当該保険会社において、事件と関係しない部門において社内調査等の適切な方法により事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認</u></p>	<p><u>下、Ⅲ-2-15において「保険会社等」という。）か、保険募集人として登録若しくは届出されている者又はそれらの役員若しくは使用人（以下、Ⅲ-2-15において「保険募集人」という。）か）に応じて、以下のとおり取扱うこととする。</u></p> <p>① <u>保険会社等に関する不祥事件等届出書の受理</u></p> <p>保険会社等が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等のうち保険会社の代表取締役から金融庁長官宛の不祥事件等届出書を保険課が受理することとする。</p> <p>② <u>保険募集人に関する不祥事件等届出書の受理</u></p> <p>保険募集人が、規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を財務局等が受理することとする。</p> <p>なお、当該不祥事件等届出書を受理した財務局等においては、当該不祥事件等届出書内容及び受理件数について1ヵ月分を取りまとめるうえ、翌月10日までに保険課宛て報告することとする。</p> <p><u>ただし、財務局等において緊急性が認められると判断するときは、随時、保険課宛て報告することとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
<p><u>することとする。</u> (新設)</p> <p>③ <u>主な着眼点</u> 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証することとする。 なお、<u>保険会社から第一報がなく、不祥事件等届出書の提出があった場合には、上記(1)の点も併せて確認することとする。</u></p> <p>ア. 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。 また、<u>経営者の責任の明確化が図られているか。</u></p>	<p>③ <u>不祥事件等届出書の受理にあたっての確認事項は、以下のとおりとする。</u></p> <p>ア. <u>規則第 85 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から 30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。</u></p> <p>イ. <u>保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする。</u></p> <p>ウ. <u>二以上の所属保険会社等（法第 2 条第 24 項に定めるもの、免許特定法人及び法附則第 4 条の 2 に定める所属認可特定保険業者。以下、Ⅲ-2-15 において同じ。）を有する保険募集人に係る不祥事件等届出書を受理する際は、事件の内容や性質等に照らし、当該事件が他の所属保険会社等においても生じ得るものである場合には、必要に応じて、当該保険募集人に対してヒアリングを行う等により、他の所属保険会社等で同様の事件が発生していないかを確認することとする。ただし、個人情報の保護に関する法律等に配慮する必要があることに留意する。</u></p> <p>(3) <u>業務の適切性の検証</u> 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証することとする。 なお、<u>検証にあたっては、Ⅲ-4-1 なお書き①②の要因も踏まえたものとする。</u></p> <p>① <u>保険会社等に関する不祥事件等届出書の場合</u> ア. 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。 また、<u>経営者の責任の明確化が図られているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
<p>イ. 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</p> <p>ウ. 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。</p> <p>エ. 当該事件の内容が保険会社の経営等に与える影響はどうか。</p> <p>オ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</p> <p><u>カ. 当該事件の発覚後の対応が適切か。開示について、金融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合を目安とした開示基準が規定されているか。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>イ. 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</p> <p>ウ. 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。</p> <p>エ. 当該事件の内容が保険会社の経営等に与える影響はどうか。</p> <p>オ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</p> <p>カ. <u>保険会社等内における、役職員に対する教育・管理・指導は十分か。</u></p> <p>キ. 当該事件の発覚後の対応が適切か。</p> <p>② <u>保険募集人に関する不祥事件等届出書の場合</u> <u>保険会社には、保険募集人に対する管理責任があることに留意した上で、以下のとおり検証することとする。</u></p> <p>ア. <u>保険募集人の教育・管理・指導を担う保険会社に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門（保険代理店においては他の事務所等）で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u></p> <p>(イ) <u>事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。</u></p> <p>(ウ) <u>当該事件の内容が保険会社の経営等に与える影響はどうか。</u></p> <p>(エ) <u>内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u></p> <p>(オ) <u>保険会社の保険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。</u></p> <p>(カ) <u>当該事件の発覚後の対応が適切か。</u></p> <p>イ. <u>保険募集人に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。</u> <u>なお、保険募集人の規模や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえるものとする。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
<p>(3) 監督上の措置</p> <p>不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は法第 133 条に基づき行政処分を行うこととする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(ア) <u>当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。</u> <u>また、経営者の責任の明確化が図られているか。</u></p> <p>(イ) <u>事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門（保険代理店においては他の事務所等）で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u></p> <p>(ウ) <u>事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。</u> <u>特に、発生原因が保険代理店固有の問題である場合は、保険代理店自身において上記取組みが適時適切に行われているか。</u></p> <p>(エ) <u>内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u></p> <p>(オ) <u>保険代理店内における、保険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。</u></p> <p>(カ) <u>当該事件の発覚後の対応が適切か。</u></p> <p>(4) 監督上の措置</p> <p>不祥事件等届出書の提出があった場合には、<u>以下の措置を講じることとする。</u></p> <p>① <u>事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について保険会社に対してヒアリングを実施し、当該保険会社における同様の事案の発生状況等も踏まえ、必要に応じて、当該保険会社に対して法第 128 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条に基づき行政処分を行うこととする。</u> <u>なお、財務局等においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>② <u>財務局等においては、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、上記①を踏まえつつ、必要に応じて、規則第 85 条第 5 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 標準処理期間 不祥事件等届出書に係る法第 128 条に基づく報告徴求や法第 132 条又は法第 133 条に基づく行政処分を行う場合は、当該不祥事件等届出書（法第 128 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね 1 ヶ月（本庁への協議を要するものは概ね 2 ヶ月）以内を目途に行うこととする。</p>	<p><u>代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）に対してヒアリングを実施する。</u></p> <p><u>また、その結果を踏まえて、必要に応じて、特定保険募集人に対して法第 305 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は第 307 条に基づき行政処分を行うこととする。</u></p> <p><u>なお、財務局等においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>③ <u>財務局等においては、規則第 85 条第 5 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）の業務を行う区域が、他の財務局等の管轄区域に及び、当該他の財務局等の管轄区域内での被害等が想定される等、必要性が認められる場合には、当該他の財務局等に情報提供する等、密接な連携に努めるものとする。また、連携を行った場合には、保険課に対して報告を行うこととする。</u></p> <p>④ <u>金融庁においては、規則第 85 条第 5 項各号に規定される行為の発生状況等を分析し、同様の事案が全国的に多発している傾向が見られる等、必要性が認められる場合には、財務局等に対して情報提供することとする。</u></p> <p>(5) 標準処理期間 不祥事件等届出書に係る法第 128 条（<u>特定保険募集人にあつては法第 305 条</u>）に基づく報告徴求や法第 132 条（<u>特定保険募集人にあつては法第 306 条</u>）又は第 133 条（<u>特定保険募集人にあつては法第 307 条</u>）に基づく行政処分を行う場合は、当該不祥事件等届出書（法第 128 条又は第 305 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね 1 ヶ月（<u>財務局等が金融庁への連携や保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）に対して直</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
<p>IV. 保険商品審査上の留意点等</p> <p>IV-1 共通事項</p> <p>IV-1-14 団体保険又は団体契約の取扱い</p> <p>団体保険又は団体契約については、以下の点に留意して審査することとする。</p> <p>(1) 団体及び被保険団体の範囲が、明確に定められているか。</p> <p>(2) 被保険団体の区分（全員加入団体、任意加入団体）及び団体の区分（<u>第 I 種から第 IV 種等</u>）に応じて、<u>例えば一契約の最低被保険者数及び最高保険金額倍数が明確に定められているか。</u></p> <p>(3) 職域を基礎とする団体保険又は団体契約において、退職者及び退職者の配偶者等（以下、本項において「退職者等」という。）を引き続き被保険団体に含める場合は、以下の点を満たしているか。</p> <p>① 団体が、退職者等に係る異動状況の把握及び保険料の収納管理を適切に行うための事務処理能力を有していること。</p> <p>② 退職者等を被保険団体に含めること及び、これに伴って将来的に想定される退職者等の占める割合が上昇することによる影響を踏まえ、保険</p>	<p>接ヒアリングを行う場合は概ね2ヵ月）以内を目途に行うこととする。</p> <p>IV. 保険商品審査上の留意点等</p> <p>IV-1 共通事項</p> <p>IV-1-14 団体保険又は団体契約の取扱い</p> <p>団体保険又は団体契約については、以下の点に留意して審査することとする。</p> <p>(1) 団体及び被保険団体の範囲が、明確に定められているか。</p> <p>(2) <u>商品特性、募集管理態勢及び契約管理態勢、保険引受やリスク管理の状況等に照らし、モラルリスクの排除や保険収支の安定等を目的として団体要件（例えば、一契約の最低被保険者数、最高保険金額倍数、最低加入率等）を定める必要がある場合、適切な団体要件を定めているか。また、その場合に、被保険団体の区分（全員加入団体、任意加入団体）及び団体の区分に応じて、明確に定められているか。</u></p> <p>(3) 職域を基礎とする団体保険又は団体契約において、退職者及び退職者の配偶者等（以下、本項において「退職者等」という。）を引き続き被保険団体に含める場合は、以下の点を満たしているか。</p> <p>① 団体が、退職者等に係る異動状況の把握及び保険料の収納管理を適切に行うための事務処理能力を有していること。</p> <p>② 退職者等を被保険団体に含めること及び、これに伴って将来的に想定される退職者等の占める割合が上昇することによる影響を踏まえ、保険</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
<p>引受リスクに見合った保険料又は配当方式等の設定となっていること。</p> <p>IV-2 第一分野</p> <p>第一分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。</p> <p>IV-2-2 任意加入制団体定期保険</p> <p><u>(1) 最低被保険者数・加入率（被保険者数／有資格者数）について、安定的かつ良好な制度運営となるような設定となっているか。</u></p> <p><u>(2) 実質的な保険料が、保険引受リスクに見合ったものとなるような商品設計又は配当方式となっているか。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>引受リスクに見合った保険料又は配当方式等の設定となっていること。</p> <p>IV-2 第一分野</p> <p>第一分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。</p> <p>IV-2-2 任意加入制団体定期保険</p> <p>（削除）</p> <p>実質的な保険料が、保険引受リスクに見合ったものとなるような商品設計又は配当方式となっているか。</p> <p>（以下略）</p>

（以上）